

建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築士法施行令の一部改正

一 一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の書換え交付又は再交付の際の手数料の額を五千九百円とするものとする事。

(第一条関係)

二 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の際の手数料の額を一万四千三百円とし、書換え交付又は再交付の際の手数料の額を五千九百円とする事。

(第二条関係)

三 中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料の額を一万九千二百円とするものとする事。

(第三条関係)

四 一級建築士試験の受験手数料の額を一万九千七百円とするものとする事。

(第四条関係)

五 登録講習機関の登録の有効期間を五年とするものとする事。

(第六条関係)

六 その設計等の業務が再委託の制限の対象となる多数の者が利用する建築物を共同住宅とし、当該建築物の規模を階数が三以上で、かつ、床面積の合計が千平方メートル以上とするものとする事。

(第八条関係)

七 その他所要の改正を行うものとする。

第二 建設業法施行令の一部改正

一 一括下請負の禁止の対象となる重要な建設工事として、共同住宅を新築する建設工事を定めるものとする。

(第六条の三関係)

二 専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の種類について所要の規定を整備するものとする。

(第二十七条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第三 附則

一 この政令は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 建築士法等の一部を改正する法律附則第三条第十二項の政令で定める日は、平成二十一年五月二十七

日とするものとする。

(附則第四条関係)